

【判例時報 平成29年11月号 (No.2344～2345)】

判例時報11月1日号 (No.2344)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	63頁	東京高判H28.9.5 (国家賠償請求控訴事件) 〔上告棄却・不受理〕	営業許可を取り消す等の処分の違法を理由とする損害賠償請求権について、営業許可取消処分の取消訴訟の結果をまたずに処分の日を消滅時効の起算点とした事例	事例判断ではあるが、行政処分取消訴訟を行う場合は、国賠の消滅時効期間（3年）を意識すること。
2	78頁	東京地判H28.11.29 (損害賠償請求事件) 〔控訴〕	不動産の所有権移転登記申請にあたり、売主の本人確認情報を提供した弁護士が、本人確認義務を怠り、成りすましを看過したことに過失があるとされた事例（過失相殺4割） ≪認容額：1億6044万4218円≫	資格者代理人としての弁護士の責任が問われた事案としては公刊物上は初めての事案。 近時、地面師による大型詐欺事案が散見されることから、専門士業はより一層の注意義務違反を問われる場面が増加することを意識すること。簡単に資格者代理人にはならないこと。
3	98頁	大阪地判H29.4.12	① 覚せい剤及びコカインの営利目的所持等の事案につき、私人である被告人を麻薬取締官による覚せい剤密売人に対するおとり捜査に巻き込んだことを理由として、公訴棄却あるいは違法収集証拠排除を求める弁護人の主張を排斥した事例 ② 被告人の薬物取引を容認した麻薬取締官の対応が、被告人による覚せい剤等の取引を促進、助長した面があることは否定できず、被告人の意思決定に不当な影響を与えたとして、量刑上、被告人に対する非難が一定程度下がるとされた事例	おとり捜査が量刑判断に影響を与え、非難の程度が下がることを判示した点に注目。
4	107頁	鹿児島地加治木支判H29.3.24 (窃盗被告事件) 〔確定〕	警察官が、被告人を車上狙いの現行犯で検挙する目的で無施錠の自動車内に発泡酒一箱を置き、被告人がこれに対して車上狙いの実行に出たところを現行犯逮捕した事案について、捜査の違法を理由に被害届等の証拠能力を否定し、自白の補強証拠がないとして無罪を言い渡した事例	本件のなりすまし捜査について、任意捜査としてのおとり捜査の許容性に関する最判H16.7.12決定の規範に当てはめて、違法性を肯定。さらに、違法収集証拠排除の法理に照らして、証拠排除した事例。 財産犯について、おとり捜査類似のなりすまし捜査が行われ、その適法性が検討された珍しい事例。

判例時報11月11日号 (No.2345)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	85頁	東京地判H28.10.26 国家賠償請求事件 〔確定〕	① 都税事務所の職員による固定資産税等の賦課徴収行為が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と固定資産税の価格等を評価・認定したものであるとして、国家賠償法1条1項の適用上違法であると判断された事例。 ② 都税事務所からの課税通知書等の説明のみをもって、被害者が損害及び加害者を知ったものということとはできず、右通知時を起算点とする消滅時効の完成を認めなかった事例。 ③ 納税者の申告書の不提出が、損害の発生及びその増大に寄与したとして、過失相殺を認めた事例（過失相殺2割）。	固定資産税及び都市計画税につき、小規模住宅用地の特例又は市街化区域農地の特例を適用して、固定資産税を賦課すべきであるのに、それを怠って過大な固定資産税の納付通知を送っていた事案（行政のミスとして起こり得る事態。過去にも係争となっていることが多い） ⇒ 還付請求権の消滅時効期間（5年）だけ遡って還付したが、それ以前の分の過納付額について争われた。 ⇒ 違法性は認められる傾向。固定資産税通知書では消滅時効は起算しない。納税者にも申告義務がある点から過失相殺がある点（過去の裁判例は分かれている）は知識として知っておくこと。 ⇒ 遅延損害金の起算点は、各納付時点である。

判例時報11月21日号 (No.2346号)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	72頁	大阪高判H29.4.27 不当利得返還請求控訴事件 〔確定〕	ゴルフ会員権の売買契約において、売主・買主双方がゴルフ会員権の実質的価値について共通の錯誤に陥っていたとし、売買契約が無効であるとされた事例。	共通の錯誤の場合は、取引の安全を図る必要がなく、表意者の保護を優先してよいかから民法95条但書の重過失があっても、錯誤無効を主張することができる。 学説上の「共通錯誤」理論を適用した珍しい事例。学説上詳細な研究がなされおらず、最高裁の判例もないので、今後の検討材料を提供する重要な裁判例である。
2	81頁	福岡高判H29.5.18 遺留分減殺、遺留分減殺による価格返還請求控訴事件 〔確定〕	① 遺留分減殺請求において、被代襲者が生前に受けた特別受益が、被代襲者の死亡後に代襲相続人となった者らの特別受益に当たるとされた事例 ② 推定相続人でない者が被相続人から贈与を受けた後に、被代襲者の死亡によって代襲相続人としての地位を取得した場合には、特段の事情がない限り代襲相続人の特別受益には当たらないものの、右贈与が実質的には被代襲者への遺産の前渡しとも評価し得る特段の事情があるとして、特別受益に当たるとされた事例	特別受益の範囲について古くから争われてきた論点についての（いずれの論点についても、積極説・消極説がある）近時の裁判例であり、実務上参考となる。